

# 市民活動サポート事業助成金

市民活動団体の自主性・特性を尊重しながら  
活動の活性化・自立をサポートします

## 市民活動サポート事業助成金交付要綱

○ 助成の対象となる団体は？

市内に活動の拠点を置く5人以上の団体で営利を目的としないもの

○ 助成の対象となる事業は？

自発的な意思に基づく社会に貢献する活動で、市民活動団体が活動の活性化及び自立を目指して取り組む事業(新たに取り組む活動又は内容の拡大や充実を図る活動など)

(例:遊休農地を活用した地域おこし事業、高齢者の見守りなどの福祉事業など)

○ 助成の対象となる経費は？

活動に直接要する費用で、その推進に欠かせないもの

(例:一輪車、スコップ、のぼり旗、テント、安全ベスト、事務用品など)

【対象外経費の例】

- ・宗教活動及び政治的活動に要する経費
- ・暴力団等の活動に要する経費
- ・視察研修等の調査研究に要する経費
- ・日常の活動や管理運営に要する経費(申請団体のための食糧費や事務経費など)
- ・祭りなど恒例となっている行事に要する経費
- ・自治会活動に要する経費
- ・謝金

○ 助成の率と額は？

	助成1年目	助成2年目	助成3年目
助成率	対象経費の総額の90%以内	対象経費の総額の70%以内	対象経費の総額の50%以内
助成限度額	1団体当たり	1団体当たり	1団体当たり
	20万円	20万円	20万円

※注意:この要綱により助成金の交付を受けようとする助成事業が、既に他の助成金の交付を受けている場合には、この要綱による助成金は交付しない。

(例)対象経費が3年とも10万円の場合、助成金は1年目:9万円、2年目:7万円、3年目:5万円が限度となります。

※注意:助成2年目に申請されなかった場合は助成2年目(対象経費の総額70%以内)の資格を失うことになり翌年は助成3年目として(50%以内)の助成申請となります。

○ 助成期間は？

1団体につき年1回で、3年を限度(申請は毎年必要です)

○ 申請方法は？

「市民活動サポート事業助成金交付申請書」に必要事項を記入の上、必要書類を添付し、くらしいき課まで提出してください。申請書等の様式は、

くらしいき課にあります。また、ホームページからもダウンロードできます。

提出書類は下記のとおりです。

- 荒尾市市民活動サポート事業助成金交付申請書
- 市民活動団体構成員名簿
- 団体の規約・会則
- 収支予算書
- 見積書
- 事業に関する資料

お問い合わせ

荒尾市役所 くらしいき課 地域協働係

TEL0968-57-7163 FAX0968-63-1956

E-Mail kurashi@city.arao.lg.jp